

平成28年9月1日

各校奨学金ご担当者 各位

〒105-7313 東京都港区東新橋1-9-1
公益財団法人東日本大震災復興支援財団

高校生対象給付型奨学金「まなべる基金(第6期)」応募受付のご案内

拝啓

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当財団では、平成23年11月より、東日本大震災で被災された高校生の皆様へ奨学金の支援を行って参りました。この度、震災により進学が困難になった中学生および就学が困難になった高校生に対する「まなべる基金(第6期)」の募集を開始いたします。ご多用のところお手数とは存じますが、該当する生徒の皆様へ、下記の通り本奨学金をご案内くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【依頼事項】

- 以下の URL より『まなべる基金(第6期)奨学金応募書類一式』をダウンロードしてください。
URL: <http://minnade-ganbaro.jp/manaberukidn>
- ダウンロードしたデータ内の『まなべる基金(第6期)応募手続きのご案内』をご覧ください。
- 同書に記載された手順に従い、該当する生徒の方へ、本奨学金のご案内をお願いします。

【「まなべる基金(第6期)」概要】

1. 応募資格:

(1) 生年月日

平成9年4月以降に生まれ、平成29年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。(ただし、平成28年9月現在、高校卒業資格を取得している生徒を除く。)

(2) 東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校・中学校に在籍していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方が岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

(3) 所得の合計基準

家計を同一にする家族の「平成28年度所得証明書(平成27年1月～12月)」の所得の合計が以下を下回る生徒。

家族の人数	所得の合計	家族の人数	所得の合計
2人	213.6万円	6人	640.8万円
3人	320.4万円	7人	747.6万円
4人	427.2万円	8人	854.4万円
5人	534.0万円	9人	961.2万円

(4) 東日本大震災における被災状況

以下の事象の1つ以上に該当する生徒。

※複数該当する場合も応募可能です。

	項目	内容
住居に 関するもの	①持家解体後、住居再建または自己負担のある賃貸住居に入居した	主に家計を支える方が震災当時居住していた持家が、震災により流出または半壊以上の認定を受け、やむを得ず解体し居住ができないため、平成23年3月～28年9月までの間に以下のいずれかの状況にいたっている。 ①-a. 住宅を新たに購入した。 ①-b. 家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居した。
	②持家を自費で修繕した	主に家計を支える方の震災当時居住していた住居(持ち家に限る)が、震災により一部損壊以上の認定を受け、居住のため修繕が余儀なくされ、修繕に自己負

		担額として50万円以上かかった。かつ、現在もその住居に住み続けている。
避難(自主避難を含む)に伴うもの	③原発の影響で避難し、二重生活をしている	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に避難し、平成28年9月現在も、家計を同一にする家族が2拠点以上で生活を送っており、以下のいずれかの状況にいたっている。 ③-a. 避難先で住居費がかかっている。 ③-b. 家賃の自己負担がない住宅に入居している。
	④原発の影響で避難し、転居先で住居費が発生している	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に家計を同一にする家族全員で避難し、平成28年9月現在も避難を継続し、以下のいずれかの状況にいたっている。 ④-a. 避難先で住宅を新たに購入した。 ④-b. 家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居している。
就業に関するもの	⑤自営業の機器を再購入した	主に家計を支える方が震災前に営んでいた自営業(専業の漁業・農業含む)の機器類が流出などにより利用できなくなり、再購入が余儀なくされ、自己負担金額の総額が50万円以上かかった。
	⑥減収した	以下の理由のいずれかにより、主に家計を支える方の世帯収入が震災前と比較して減少した。 ⑥-a. 震災前に雇用されていた会社が被災し、廃業となったため転職。その結果、給与が減収した。 ⑥-b. 福島第一原発事故の影響による避難で転居したことで転職を余儀なくされ、その結果減収した。 ⑥-c. 震災前営んでいた自営業が震災の影響により廃業となり、転職を余儀なくされ、その結果減収した。 ⑥-d. 震災後、震災の影響により、家計を同一にする家族のうち就業していた(いる)家族が精神疾患を発症し、その結果減収した。

(5) 他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金と重複受給していない生徒。貸与型奨学金でも、高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金(例: 宮城県被災生徒奨学資金)を受給していない生徒。

2. 応募締切: 平成28年10月14日(金) 消印有効

3. 奨学金の金額・給付期間:

3年制の高校等: 年間160,000円(最長3年間)

4年制の高校等: 年間120,000円(最長4年間)

※返還不要

※奨学金の給付対象期間は、高等学校の卒業まで(高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで)に要する最長就学期間が終了する月まで

4. 募集人数: 120名程度

5. 応募方法: 『まなべる基金(第6期)奨学金応募書類一式』内の『まなべる基金(第6期)奨学金応募関連書類』に記載された必要書類を期日までに提出してください。詳細は、『まなべる基金(第6期)奨学金応募書類一式』内の『まなべる基金(第6期)応募手続きのご案内』をご覧ください。

6. 後援: 岩手県教育委員会、福島県教育委員会、宮城県教育委員会
岩手日報社、河北新報社、福島民報社、福島民友新聞社

7. お問い合わせ先: 「まなべる基金」事務局 (電話 0120-935-459 / 0120-957-802 ※平日 12:00～17:00)

以上